


注意事項					公印使用承認	施行日等		
起案日	令和 5年 4月 7日					令和 5年 4月11日		
供覧日								
文書番号	5監査第5号							
決裁種別	電子							
施行方法	郵送				施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>		
備考					起案者氏名 赤井 慎一 課（地方機関） 事務局（監） グループ（課） 監査第一課			
題名 住民監査請求に基づく監査のための調査について								文書種別
								伺い
課長	担当課長	課長補佐	主査	主査				
北村 健一	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	坂口 美穂				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求					
伺い文								
<p>令和 5年 2月22日付けの 2件住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について）について、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を実施したところですが、現在に至るまで回答がされておりません。つきましては、別添案の1のとおり内容証明郵便を送付することにより再度調査することとしてよろしいか。</p> <p>※内容証明郵便と同時に特定記録郵便でも同じ文書を送付します。</p>								

令和 5 年 4 月 1 1 日

渡 辺 昇 様

名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 三 丁 目 1 番 2 号

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

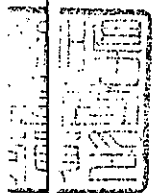
同 山 内 和 雄

住 民 監 査 請 求 に 関 す る 調 査 ( 依 頼 )

当 職 ら は 、 平 成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 度 の 政  
務 活 動 費 に 係 る 事 務 所 費 の 返 還 及 び 令 和 3 ( 2 0 2 1 ) 年 度 の 政 務 活 動 費 に 係 る 調 査 研 究  
費 の 返 還 に 係 る 令 和 5 年 2 月 2 2 日 付 け の 地  
方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 2  
件 の 住 民 監 査 請 求 に つ き 、 令 和 5 年 3 月 2 0  
日 付 け 4 監 査 第 1 7 6 号 で 同 法 第 1 9 9 条 第  
8 項 に 基 づ く 調 査 を 行 い ま し た が 、 残 念 な が  
ら 現 在 に 至 る ま で に 回 答 を い た だ け て お り ま  
せ ん 。

さ ら に 、 令 和 5 年 4 月 3 日 付 け 5 監 査 第 1  
号 で 再 度 の 調 査 を 書 留 郵 便 に て 行 い ま し た と  
こ ろ 、 貴 職 は 、 い ま だ こ れ を 受 領 さ れ て お り

ま せ ん 。  
つ き ま し て は 、 内 容 証 明 郵 便 に て 重 ね て 調  
査 を 行 い ま す の で 、 別 添 調 査 票 記 載 の 質 問 に し  
対 し 令 和 5 年 4 月 1 4 日 ( 金 ) ま で に 回 答 し 本  
て い た だ き ま す よ う お 願 い し ま す 。 な お 、 本  
内 容 証 明 郵 便 と 同 内 容 の 文 書 を 、 本 日 付 け で  
、 特 定 記 録 郵 便 で も 別 途 送 付 い た し ま す 。  
貴 職 に お か れ て は 熟 知 の こ と と は 思 い ま す  
が 、 愛 知 県 議 会 基 本 条 例 第 6 条 ( 政 務 活 動 費  
) で は 「 会 派 及 び 議 員 は 、 別 に 条 例 に 定 め る  
と こ ろ に よ り 交 付 さ れ た 政 務 活 動 費 を 、 適  
か つ 有 効 に 活 用 し け れ ば な ら な い 。 」 と 規 定 し て  
明 確 性 を 確 保 し 使 途 の 透 明 性 を 確 保 す る こ と が 義  
務 付 け ら れ て い ま す 。 本 件 は 貴 職 が 在 職 中 の ま  
務 件 で あ る こ と か ら 、 こ の 義 務 の 対 象 と な り ま  
す の で 、 ど う か 、 貴 職 御 自 身 の た め に も 、 是  
非 、 御 回 答 を お 願 い す る 次 第 で す 。



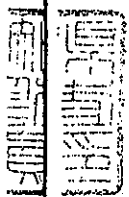
県庁内  
5.4.11  
18

## 調 査 票

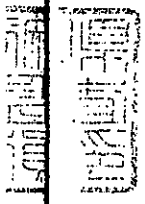
### 第 1 事 務 所 費 ( 賃 料 支 払 先 の 法 人 ) の 件

(1) 当職らが調査したところでは、貴職は、政務活動費の一部を、貴職が代表者の一人である法人から賃借した事務所の賃料の支払いに充当されています。この点、政務活動費マニュアルでは明確でない部分はあるものの、当該法人の支配株主（本人及び生計を一にする者の合計株式数が会社の株式の過半数）である場合は、政務活動費を充当することはできず、返還を求めべきというのが、当職らの見解であり、筒井議員に係る監査請求の際に判断した骨子です。なお、政務活動費としての支払い関係について、賃貸人が法人の場合にはマニュアルには明記されていません。このため、それが原因で議員の方々が、これまで誤解されていた可能性は十分あります。その点は、監査委員の判断に当たっては当然考慮させていただきま

(2) そこで、3月20日付け調査により、株式数の詳細をお尋ねしたところですが、貴職から当該調査の御回答がない場合、株式数の詳細は不明のままとなり、貴職が支配株主であるか否かは明らかではないこととなります。しかしながら、貴職は、共同代表者とはいえ、長年にわたり、政務活動費の一部を充当



法 該 法  
議 こ  
さ ら  
す 。  
調 査  
に 回 答 さ れ る こ と を お 勸 め す 次 第 で す 。  
第 2 貴 職 訪 問 議 長 が 当 該 日 に 福 岡 空 港 株 式 公 司  
書 貴 は こ の 点 へ 書 面 し た 。 そ の 結 果 、 同 社 実 は 確 認 で き  
な か っ た 。 そ こ で 、 貴 職 付 改 め が 基 本 条 例 第 6 条 に 推 定  
た 3 月 2 0 日 、 ま 議 会 に と が 十 二 分  
返 し 愛 知 貴 職 こ と が 十 二 分  
合 し て 得 な い こ と が 十 二 分



11  
12.18

是非とも御回答くださいますようお願いいたします。

(1) 貴職が令和3年1月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

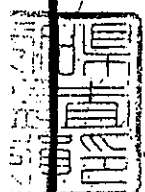
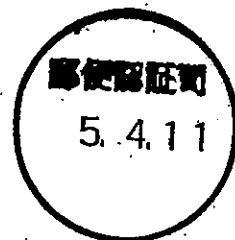
(2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されてその後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われるので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。以上

この郵便物は令和5年4月11日第28592号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



令和 5 年 4 月 日

渡 辺 昇 様

名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 三 丁 目 1 番 2 号

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

住 民 監 査 請 求 に 関 する 調 査 ( 依 頼 )

当 職 ら は 、 平 成 2 9 ( 2 0 1 7 ) 年 度 の 政 務 活 動 費 に 係 る 事 務 所 費 の 返 還 及 び 令 和 3 ( 2 0 2 1 ) 年 度 の 政 務 活 動 費 に 係 る 調 査 研 究 費 の 返 還 に 係 る 令 和 5 年 2 月 2 2 日 付 け の 地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 2 件 の 住 民 監 査 請 求 に つ き 、 令 和 5 年 3 月 2 0 日 付 け 4 監 査 第 1 7 6 号 で 同 法 第 1 9 9 条 第 8 項 に 基 づ く 調 査 を 行 い ま し た が 、 残 念 な が ら 現 在 に 至 る ま で に 回 答 を い た だ け て お り ま せ ン 。

さ ら に 、 令 和 5 年 4 月 3 日 付 け 5 監 査 第 1 号 で 再 度 の 調 査 を 書 留 郵 便 に て 行 い ま し た と こ ろ 、 貴 職 は 、 い ま だ こ れ を 受 領 さ れ て お り

ま せ ん 。  
つ き ま し て は 、 内 容 証 明 郵 便 に て 重 ね て 調  
査 を 行 い ま す の で 、 別 添 明 調 査 票 記 載 の 質 問 に し  
対 し 令 だ き 年 4 月 1 4 日 ( 金 ) し ま す 。 本 日 付 け で  
内 容 証 明 郵 便 同 内 容 別 途 送 付 いた し ま す 。  
、 特 定 記 録 郵 便 で も 別 途 送 付 いた し ま す 。  
貴 職 に お か れ て は 熟 知 の 第 6 条 ( 政 務 活 動 費  
が 、 愛 知 県 議 会 基 本 条 例 は 、 別 に 条 例 費 の 使 途 の 透  
) で は 「 会 派 及 び 議 員 は 政 務 に 活 動 せ ぬ べ し 。 」 と 規 定 中  
と ころ 有 効 確 保 の 使 途 いか 貴 職 の 御 自 身 第 一  
か つ 性 を 確 保 の 使 途 いか 貴 職 の 御 自 身 第 一  
明 お 務 件 での 御 回 答 を お 願 い する こと には 中 義  
非 、 御 回 答 を お 願 い する こと には 中 義



## 調 査 票

### 第 1 事 務 所 費 ( 賃 料 支 払 先 の 法 人 ) の 件

(1) 当職らが調査したところでは、貴職は、政務活動費の一部を、貴職が代表者の一人である法人から賃借した事務所の賃料の支払いに充当されています。この点、政務活動費マニュアルでは明確でない部分はあるものの、当該法人の支配株主（本人及び生計を一にする者の合計株式数が会社の株式の過半数）である場合は、政務活動費を充当することはできず、返還を求めべきというのが、当職らの見解であり、筒井議員に係る監査請求の際に判断した骨子です。なお、政務活動費としての支払い関係について、賃貸人が法人の場合にはマニュアルには明記されていません。このため、それが原因で議員の方々が、これまでに誤解されていた可能性は十分あります。その点は、監査委員の判断に当たっては当然考慮させていただきます。

(2) そこで、3月20日付け調査により、株式数の詳細をお尋ねしたところですが、貴職から当該調査の御回答がない場合、株式数の詳細は不明のままとなり、貴職が支配株主であるか否かは明らかではないこととなります。しかしながら、貴職は、共同代表者とはいえ、長年にわたり、政務活動費の一部を充当



、是非とも御回答くださいますようお願いいたします。

(1) 貴職が令和3年11月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

(2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察していた時間がなかったと思われるので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。以上